

令和8年度ニホンジカ捕獲計画

鳥獣被害防止総合対策交付金
シカ・クマ特別対策等事業(シカ特別対策)

徳島県

令和8年7月

1. 目的

本県においては、農林水産省の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業により、シカの捕獲を実施しているところであるが、シカによる被害は、令和元年以降、拡大している状況にある。

このため、本事業により、シカの被害が特に著しい地域（三好市、勝浦町、吉野川市）を対象としたシカの集中捕獲を実施し、個体数を大きく減少させることで、本県のシカによる農業被害の減少を目的とする。

2. 目標

（1）推進方針

三好市鳥獣被害防止対策協議会、勝浦町有害鳥獣対策協議会及び吉野川市有害鳥獣対策協議会が主導し、県計画に基づくシカの集中捕獲を実施する。

（2）目標捕獲頭数

ア 全県シカ捕獲目標頭数： 28,000頭

イ 対象市町シカ捕獲目標頭数： 三好市5,100頭、勝浦町1,300頭、吉野川市1,500頭

ウ シカ特別対策では、従来の有害鳥獣捕獲に加え、上記イのうち三好市172頭、勝浦町172頭、吉野川市300頭を目標とする。

＊県全体の目標捕獲頭数は、第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画令和8年度実施計画

3. 事業実施体制に係る項目

（1）構成機関と役割分担

範囲	構成機関	役割分担
三 好 市	三好市鳥獣被害防止対策協議会	市実施事業の総括、捕獲確認、支払い
	三好市猟友会支部	捕獲
	食肉加工施設（祖谷の地美栄）	捕獲確認、捕獲個体処理
勝 浦 町	勝浦町有害鳥獣対策協議会	町実施事業の総括、捕獲確認、支払い
	勝浦町猟友会	捕獲従事者の調整
	捕獲従事者	捕獲
吉野川市	吉野川市有害鳥獣捕獲対策協議会	市実施事業の総括、捕獲確認、支払い
	吉野川市地区猟友会	捕獲従事者の調整
	捕獲従事者	捕獲

(2) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の
機会の設定

ア 捕獲計画の作成段階

県の捕獲計画について、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーから、計画案について
助言を得る。

イ 捕獲計画（捕獲目標等）に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価段階

本事業の評価に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーから、捕獲効率の
観点での評価手法及び評価結果について意見聴取する。

4. 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況、第二種特定鳥獣
管理計画の作成状況等

(1) 被害防止計画作成状況

対象となる三好市及び勝浦町は、平成20年度から、吉野川市は平成24年度から被害防止
計画策定済みである。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

本県では、平成13年度から徳島県ニホンジカ保護管理計画を策定しており、法改正後の
第2種特定鳥獣管理計画は平成29年度から策定し、令和4年度からは第5期目の計画を実
施しており、毎年同計画の実施計画を策定している。

5. 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）

(1) 生息状況及び生息数

シカの生息区域は、南部から拡大を始め、平成8年度以降は、東部・西部の吉野川南岸
区域に分布を広げ、生息数も増加していった。また、平成23年度ごろから吉野川北岸区域
でも分布の拡大が確認され、現在ではほぼ県下全域に生息域が拡大している。

(参照：第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画書)

令和6年度に実施した糞塊密度調査と、令和6年度に実施した出猟カレンダー調査の結果
を加味し、令和6年度末の推定個体数（中央値）は107,364頭となった。平成26年度から令
和6年度まで個体数は一貫して増加傾向を示した。また、令和6年度の自然増加率の中央値
は、1.26(東部)、1.22(南部)、1.23(西部) (90%信用区間 1.14-1.34) であり、これまで報
告されている全国の推定値（中央値 1.20）に対し、比較的高い値であった。

(参照：第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画 令和8年度実施計画)

また、徳島県の調査による捕獲対象市町の推定生息密度（頭/km²）は、三好市が472.6頭
/km²、勝浦町が119.0頭/km²、吉野川市が299.4頭/km²と極めて高く、令和6年度時の推定生息
数（中央値）は、三好市が10,761頭、勝浦町が2,123頭、吉野川市が4,416頭であった。

(2) 捕獲状況

平成29年以降の許可捕獲及び狩猟捕獲によるシカ捕獲頭数の推移を下表に示す。

単位：頭

区域		区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全県		許可捕獲	10,731	10,527	11,730	12,803	13,077	15,310	15,062	15,549
		狩猟	2,021	2,190	2,625	2,793	2,051	2,852	1,902	3,143
		計	12,752	12,717	14,355	15,596	15,128	18,162	16,964	18,692
実施市町	三好市	許可捕獲	3,288	2,828	3,108	3,295	3,690	3,651	3,421	3,647
		狩猟	196	234	313	318	237	254	239	394
		計	3,484	3,062	3,421	3,613	3,927	3,905	3,660	4,041
	勝浦町	許可捕獲	314	473	457	559	573	615	662	701
		狩猟	129	115	107	163	88	58	81	97
		計	443	588	564	722	661	673	743	798
	吉野川市	許可捕獲	343	453	438	614	584	651	699	800
		狩猟	116	135	134	258	156	285	191	270
		計	459	588	572	872	740	936	890	1,070

(3) 被害状況

平成29年度以降の年度別のシカによる農作物被害状況の推移を下表に示す。

単位：a、千円

			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全県		面積	1,497	1,222	1,013	1,034	738	849	998	911	899
		金額	39,009	36,759	29,353	31,685	30,149	35,907	42,732	34,621	41,489
実施市町	三好市	面積	30	45	39	13	10	13	15	13	10
		金額	1,495	1,130	652	888	793	976	938	758	612
	勝浦町	面積	147	234	78	98	89	88	92	94	107
		金額	7,201	13,022	5,522	6,262	5,588	5,184	5,447	6,032	6,966
	吉野川市	面積	160	87	32	27	52	52	137	138	191
		金額	3,798	2,706	1,002	1,382	1,903	2,056	4,263	4,776	5,600

6. 捕獲の対象地域等（シカ特別対策を実施する位置等を記載）

捕獲対象市町は、三好市、勝浦町及び吉野川市とする。



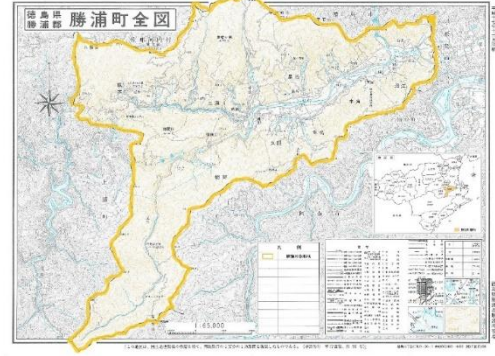
図3 捕獲対象市町

【三好市】



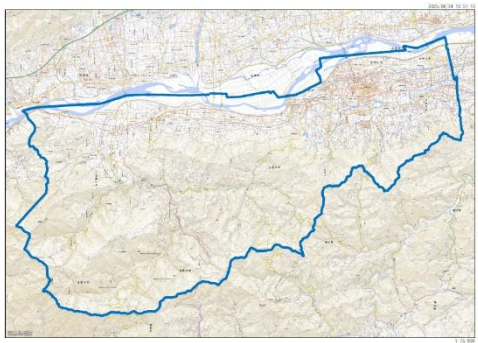
三好市内の生息密度が高い山間地域を捕獲対象区とする

【勝浦町】



勝浦町内の生息密度が高い地域を捕獲対象区域とする

【吉野川市】



吉野川市内の生息密度が高い地域を捕獲対象区域とする

7. シカの集中捕獲の内容

(1) 捕獲体制（捕獲者）

三好市：捕獲者は、三好市内猟友会に所属し、技能熟練者でかつ過去10年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者とする。

勝浦町：捕獲者は、勝浦町の有害鳥獣捕獲従事者に定められた者とする。

吉野川市：捕獲者は、吉野川市の有害鳥獣捕獲従事者に定められた者とする。

(2) 目標捕獲頭数等に係る内容

三好市：172頭

勝浦町：172頭

吉野川市：300頭

(3) 捕獲方法

三好市：餌付けによりシカを誘引し、銃器、箱わな、くくりわなにより捕獲する

勝浦町：餌付けによりシカを誘引し、銃器、箱わな、くくりわなにより捕獲する。

吉野川市：餌付けによりシカを誘引し、銃器、箱わな、くくりわなにより捕獲する。

(4) 捕獲期間

三好市：令和8年11月15日～令和9年1月31日

勝浦町：令和8年11月15日～令和9年1月31日

吉野川市：令和8年8月1日～令和8年11月30日

(5) 捕獲に要する経費

三好市：シカ（成獣、雄・雌）については18,000円/頭、シカ（幼獣）については、2,000円/頭を三好市鳥獣被害防止対策協議会から捕獲従事者に交付する。

勝浦町：シカ（成獣、雄・雌）については、18,000円/頭、シカ（幼獣）については、2,000円/頭を勝浦町有害鳥獣対策協議会から勝浦町猟友会を通じて、捕獲従事者に交付する。

なお、幼獣については、町費を上乗せし、合計で18,000円/頭を交付する。

吉野川市：シカ（成獣、雄・雌）については、10,000円/頭、シカ（幼獣）については、2,000円/頭を吉野川市有害鳥獣捕獲対策協議会から、捕獲従事者に交付する。

(6) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

三好市：捕獲個体の確認方法については、三好市捕獲個体確認マニュアル(R1. 9. 2ver)に沿う。

捕獲個体処理方法は、埋設処分を基本とし、食肉使用が可能な個体については食肉処理加工施設へ搬入するものとする。

勝浦町：捕獲の確認方法については、有害捕獲従事者が写真撮影したものを農業振興課に持ち込み、有害鳥獣捕獲確認書を作成する。

または、有害捕獲従事者が捕獲個体を勝浦町役場に持ち込み、農業振興課職員が写真撮影のうえ、有害鳥獣捕獲確認書を作成する。（土日休日は除く）
捕獲個体処理については、有害捕獲従事者が責任を持って適切に埋設処理をすることとする。

吉野川市：捕獲の確認方法については、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアルに沿う。捕獲個体処理については、有害捕獲従事者が責任を持って適切に処理をすることとする。

(7) 捕獲目標に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価方法の設定

事業成果については、設定した目標の達成率が70%未満の場合は、達成状況が低調であるものとする。また、捕獲効率は、それぞれのブロック毎に、任意の指標となる項目（人日あたりの捕獲数：わなの場合は台日当たり、金額当たり等）での効率化が図られているか、類似の取組事例（近隣で実施されている緊急捕獲事業や指定鳥獣捕獲等事業）と比較して評価する。